

教生第 968 号

令和 7 年 1 月 10 日

各青少年の家 指定管理者 殿

沖縄県教育庁生涯学習振興課長

(公 印 省 略)

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の運用について (通知)

沖縄県立青少年の家の利用料金の減免については、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第 16 条及び同条例施行規則 (以下「規則」という。) 第 5 条の規定に基づき行っているところですが、この度、規則第 5 条第 2 項第 2 号の取扱いについて下記のとおり定めますので通知します。

記

利用団体の構成員に、規則第 5 条第 2 項第 2 号に該当するものと、同号に該当しない者が混在する場合、同号に該当するものが、主たる利用者であると認められる場合 (利用団体の構成員の半数以上である等。) に限り利用料金を免除するものとする。

○沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例

平成20年12月26日条例第49号

(利用料金の減免)

**第16条** 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除するものとする。

○沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則

平成21年9月18日教育委員会規則第8号

(利用料金の免除)

**第5条** 条例第16条第1項及び第2項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、あらかじめ沖縄県立青少年の家利用料金免除申請書(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第16条第2項の規定により利用料金を免除する場合は、次のとおりとする。

(1) 児童生徒(就学前の幼児、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として利用する場合

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護人が利用する場合

(3) 沖縄県及び沖縄県教育委員会が主催する研修に利用する場合

3 指定管理者は、利用料金の免除を承認したときは、沖縄県立青少年の家利用料金免除承認書(第5号様式)を利用者に交付するものとする。